

# 都道府県・政令指定都市・県庁所在地市における 公共工事の入札・契約制度に関する実態調査結果

## 1.はじめに

入札制度の種類については、各自治体によって使われている名称が異なっているので代表的な入札制度の種類の概要を説明する。

- ・一般競争入札 : 入札参加資格を公告し、参加資格がある者を制限せずに入札に参加させる方式
- ・条件付一般競争入札 : 一般競争入札に一定の条件（経審点数、各付け、地域、実績等）を付加する方式
- ・公募型指名競争入札 : 上記の方式に入札参加者を公募し、条件を満たす者の中から業者を指名する方式
- ・通常型指名競争入札 : 工事の規模、各付け、地域的特性等を勘案して業者を指名する方式
- ・参加希望型指名競争入札 : 公告により参加希望者を募り提出された資料を審査し、必要な条件を満たす者全ての入札者（限定している場合もある）を指名する方式

## 2.調査対象

- (1) 都道府県 47機関
- (2) 政令指定都市 13機関
- (3) 県庁所在地市 36機関

なお、静岡市は旧静岡市と旧清水市の制度を採用しているため2市でまとめた。

## 3.調査時期

03年7月3日～8月13日

## 4.回収状況

- (1) 都道府県 47機関(100%)
- (2) 政令指定都市 13機関(100%)
- (3) 県庁所在地市 36機関(100%)

## 5.調査項目

02年・03年度における公共工事における入札・契約制度の種類・金額要件・地域要件の有無・最低制限価格の有無・低入札価格調査の有無・予定価格の公表・指名業者の公表・見積内訳書提出の有無・違約金の有無

## 6.公共工事の入札制度の状況

- (1) 都道府県の入札制度の状況 表 - 1
- (2) 政令指定都市の入札制度の状況 表 - 2
- (3) 県庁所在地市の入札制度の状況 表 - 3
- (4) 入札制度の種類一覧表 (表 4, 5, 6)

## 7.調査結果

### (1) 入札制度の種類

#### 都道府県 (多い順)

- ) 通常型指名競争入札 (東京都除く) 46 県
- ) 公募型指名競争入札 (簡易型も含む) 43 県
- ) 一般競争入札 39 県
- ) 条件付一般競争入札 (制限付き含む) 17 県

#### 政令指定都市

- ) 通常型指名競争入札・一般競争入札 13 市
- ) 公募型指名競争入札 12 市
- ) 条件付一般競争入札 (制限付き含む) 4 市

#### 県庁所在地市

- ) 通常型指名競争入札 34 市
- ) 公募型指名競争入札 24 市
- ) 条件付一般競争入札 (制限付き含む) 21 市
- ) 一般競争入札 12 市

### (2) 予定価格・設計金額の公表 (03年度)

#### 都道府県

- ) 事前公表 40 県 (85%)
- ) 事後公表 11 県 (23%)

福島県・茨城県・新潟県・富山県の4県は入札制度の種類により事前・事後公表となっている。

#### 政令指定都市

- ) 事前公表 11 市 (85%)
- ) 事後公表 7 市 (54%)

仙台市・横浜市・川崎市・広島市・北九州市の5市は入札制度の種類により事前・事後公表となっている。

#### 県庁所在地市

- ) 事前公表 34 市 (一部試行中含む) (94%)

) 事後公表 4 市 ( 11% )

長野市と松江市の 2 市は入札制度の種類により事前・事後公表となっている。

### (3) 指名業者の入札前公表(03 年度)

都道府県

) 非公表 38 県 ( 81% )

) 公表 26 県 ( 55% )

福島県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・新潟県・静岡県・愛媛県・大阪府・兵庫県・島根県・広島県・香川県・福岡県・熊本県・大分県・宮崎県の 1 府 16 県は、入札制度の種類により公表・非公表となっている。

政令指定都市

) 非公表 12 市 ( 92% )

) 公表 6 市 ( 46% )

仙台市・さいたま市・大阪市・北九州市・福岡市の 5 市は、入札制度の種類により公表・非公表となっている。

県庁所在地市

) 非公表 25 市 ( 69% )

) 公表 21 市 ( 58% )

宇都宮市・新潟市・岐阜市・奈良市・岡山市・徳島市・松山市・熊本市・宮崎市・鹿児島市の 10 市は、入札制度の種類により公表・非公表となっている。

### (4) 違約金制度(03 年度)

都道府県

) 有 42 県 ( 89% )

) 無 5 県 ( 11% )

) 違約金額 10% 40 県 ( 95% )

20% 2 県 ( 5% )

政令指定都市

) 有 11 市 ( 85% )

) 無 2 市 ( 15% )

) 違約金額 10% 9 市 ( 82% )

20% 2 市 ( 18% )

県庁所在地市

) 有 28 市 ( 78% )

) 無 8 市 ( 22% )

) 違約金額 10% 24市(86%)  
 12% 1市(4%)  
 20% 3市(10%)

## 8.落札率と入札制度

(1)都道府県の02年度談合疑惑度 1~3の島根県・鹿児島県・栃木県の入札制度を比較  
 してみる。

	自治体名	入札制度の種類	金額要件	地域要件	最低制限価格	低入札価格調査	予定価格の公表	指名業者等の公表	見積内訳書提出	違約金
1	島根県	A	2億円未満	A	有	無	事前	公表	A	10%
		B	2億円以上8億円未満	A	無	有	事前	公表	B	10%
		C	8億円以上	A	無	有	事前	非公表	B	10%
2	鹿児島県	A	3億円未満	A	有	無	事前	公表	C	10%
		B	3億円以上2億2千万未満	A	有	無	事前	公表	B	10%
		C	2億2千万以上	無	無	有	事前	公表	B	10%
3	栃木県	A	3億円等未満	A	有	無	事前	公表	C	無
		B	3億円等以上	B	無	有	事前	非公表	B	無
		C	2億2千万円以上	B	無	有	事前	非公表	B	無

入札制度の種類：A通常型指名競争入札 B公募型指名競争入札 C一般競争入札

D制限付き(条件付)一般競争入札 E参加希望型指名競争入札

地域要件：A原則当該工事を所管する土木事務所の区域、B対象案件ごと設定

C市内に本店等を有する業者 D県内全域等

見積内訳書提出：A発注機関毎に1件/月程度以上抽出し入札時提示 B参加者全員入札時提出 C一定金額以上参加者全員入札時提出 D低入札調査基準価格を下回った者が入札時提出 E3000万円を超える案件で入札者全員が入札書郵送時に同封

(2) 政令指定都市の02年度談合疑惑度 1~3のさいたま市・広島市・福岡市の入札制度を比較してみる。

	自治体名	入札制度の種類	金額要件	地域要件	最低制限価格	低入札価格調査	予定価格等の公表	指名業者等の公表	見積内訳書提出	違約金
1	さいたま市	A	130万円以上	C	無	有	事前	公表	無	無
		B	無	C	無	有	事前	公表	B	無
		D	2億円以上	C	無	有	事前	公表	B	無
2	広島市	A	250万円以上 5千万円未満	C	無	有	事後	非公表	無	無
		B	5千万円以上5億円未満	C	無	有	事前	非公表	B	10%
		D	3億円以上	C	無	有	事前	非公表	B	10%
3	福岡市	A	250万円以上1億円未満	C	有	有	事前	公表	C	20%
		B	3億円以上2億2千万円未満	C	有	有	事前	非公表	C	20%
		C	2億2千万円以上	無	無	有	事前	非公表	C	20%

(3) 県庁所在地市の02年度談合疑惑度 1~3の前橋市・奈良市・富山市の入札制度を抽出して比較してみる。

	自治体名	入札制度の種類	金額要件	地域要件	最低制限価格	低入札価格調査	予定価格等の公表	指名業者等の公表	見積内訳書提出	違約金
1	前橋市	A	130万円以上	C	有	有	事前	公表	C	無
		B	10億円未満	C	無	有	事前	公表	B	無
		D	3億円等以上	C	無	有	事前	公表	B	無
1	奈良市	A	無	C	有	無	事前	公表	無	20%
		B	無	C	有	無	事前	非公表	無	20%
3	富山市	A	130万円超	C	無	有	事前	非公表	B	10%
		B	1千万円以上	C	無	有	事前	非公表	B	10%
		D	5億円等以上	C	無	有	事前	非公表	B	10%

以上のように各ワースト3の自治体に共通していることは、

地域要件が市内に本店等を有す者などエリアが限定されている。

予定価格が公表されている。

通常型指名競争入札では広島市と富山市を除き指名業者が公表されている。

また、違約金制度自体は直接的な談合防止の抑止力にはならないことも判明した。

(4) 02年度ベスト1の宮城県の入札制度を抽出して比較してみる。

	自治体名	入札制度の種類	金額要件	地域要件	最低制限価格	低入札価格調査	予定価格の公表	指名業者等の公表	見積内訳書提出	違約金
1	宮城県	A	1千万円未満	無	有	無	事前	非公表	C	20%
		C	1千万円以上	D	無	有	事前		C	20%

宮城県における通常型指名競争入札の特徴は、地域要件が無く理論的には県外業者でも指名可能であり、予定価格は非公表、指名業者の公表は、入札前非公表となっている。

また、一般競争入札においても入札参加希望業者は入札告示に基づき締切日までに入札書を入札執行者に郵送し、入札資格審査は開札後に最低価格提示者から順次行い適格者を落札者と決定する方式を採用している。また地域要件は県内全域としている。

宮城県の入札制度についてまとめてみると、

広いエリアから 入札参加業者を募集して 予定価格を事前公表し、指名競争入札の場合は入札前非公表とし 事務量の軽減のため事後審査とし 業者間および発注者との接触を防ぐ為に入札書等を郵送させていることである。

つまり、地方自治法の原則に則り、一般競争入札の徹底化を進めていることである。

## 9.まとめ

「入札を競争原理に徹すると手抜き工事が行なわれる」という批判がある。

しかし、高落札率だから手抜き工事はない。という保証はなく入札制度と手抜き工事の関係は全く別問題である。

品質保証問題は、発注者側がきちんとした対応をすれば解決する問題である。

私たちが調査した落札率から判明した節約可能額は約2400億円弱、建設工事受注動態統計調査(国交省)を基にすれば、地方自治体全体では、約8700億円弱という金額が節約可能になることも判明した。

全国の各地の自治体は財政難で喘いでいる。入札談合防止は財政の健全化の一翼を担うことは明白である。

入札談合を排除し、財政の健全化の道を歩むのかは、首長自らの改革への意思に

かかっている。

真の入札制度改革は早急の課題であり、談合防止に繋がる入札制度改革に着手しないことは、行政の怠慢以外の何ものでもないといっても過言ではないであろう。

また、日本経済新聞社・日経産業消費研究所が 47 都道府県と 12 政令指定都市を対象に 02 年 3 月時点におけるアンケート調査を実施した結果を「日経地域情報誌」( .413 ) に発表した。その中から都道府県・政令指定都市の入札改革状況一覧表を添付しておくので参考資料とされれば幸いである。